

# 加美町からいただいた ご指摘について

平成26年6月16日

環境省

平成26年6月9日に開催されました第2回宮城県指定廃棄物処分場の詳細調査候補地に係る関係者会談において、加美町からいただいた主なご指摘は以下のとおりと考えております。

|   | ご指摘                                                                                                                                                                                             | ページ |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 | 選定された候補地は安全性が確保されているとは思えず、市町村長会議で確定した選定手法に沿った選定が行われていないのではないのでしょうか。                                                                                                                             | 1   |
| 2 | 候補地選定手法において、候補地の現地確認については、「安全性等に関する情報について、文献等より候補地固有の情報を調査するとともに、現地にて既存情報では把握できなかった除外されるべき地形(崩落地等)がないかを確認する」とされています。環境省が行った現地調査はこれらの確認が十分でなく、全て詳細調査で確認しようとするのは市町村長会議でも議論されておらず、ルール違反ではないのでしょうか。 | 2   |
| 3 | 候補地の東側斜面(約40度の傾斜地)は崩壊しており、また県が設置した5箇所の砂防施設が長沼沢にはあるにもかかわらず、急傾斜地崩壊危険箇所や砂防指定地として除外されていないのは不適切ではないのでしょうか。                                                                                           | 3   |
| 4 | 候補地内の既設の沈砂池や水路等の環境保全施設の面積は、処分場として利用可能な面積としてカウントすべきではないのではないのでしょうか。                                                                                                                              | 4   |
| 5 | 候補地は、宮城県が指定した水道水源特定保全地域の指定地に該当しているため、水道水源を汚染するおそれがあるのではないのでしょうか。                                                                                                                                | 5   |

第2回関係者会談で加美町からいただいた主なご指摘について、環境省の考え方は以下のとおりです。

1. 選定された候補地は安全性が確保されているとは思えず、市町村長会議で確定した選定手法に沿った選定が行われていないのではないのでしょうか。

### 【環境省の考え方】

- 環境省では、市町村長会議で確定した宮城県における候補地の選定手法にしたがって、正確かつ確実に選定作業を行い、その結果として詳細調査の候補地をお示ししています。
- この選定作業の結果示された候補地については、選定手法に基づき詳細調査を実施することが定められており、田代岳の候補地を含め、3箇所候補地において詳細調査を実施することが次のプロセスとなります。

### 【これまでの回答】

- 宮城県における選定手法については、市町村長会議において、議論を重ねたものであり、具体的な評価項目・評価基準や、評価に用いるデータに何をを用いるかについても併せて説明を行い、ご理解いただいたところです。
- 平成25年11月の第4回市町村長会議において、宮城県の実情に配慮した候補地の選定手法を確定させていただき、その際に、既存の知見で、地図情報として全国的に整備され、一律に評価できるものを採用することを基本とする考え方のもと、評価に用いるデータの出典について、すべて明らかにしております。
- 環境省では、この選定手法にしたがって選定作業を行い、その結果として根拠となるデータをすべて示した上で、詳細調査の候補地を提示したものであり、その結果については選定手法に沿ったものと考えております。
- さらに、これらの既存の知見に加え、詳細調査の実施を通じて、科学的・技術的観点から必要となる文献調査や候補地におけるボーリング調査などにより、地質・地盤性状に関する詳細なデータ等の追加的な情報を得たいと考えております。これらの情報により、改めて有識者会議において安全性を評価した上で、ご説明したいと考えておりますので、詳細調査の実施にご理解いただきたいと考えております。

2. 候補地選定手法において、候補地の現地確認については、「安全性等に関する情報について、文献等より候補地固有の情報を調査するとともに、現地にて既存情報では把握できなかった除外されるべき地形（崩落地等）がないかを確認する」とされています。環境省が行った現地調査はこれらの確認が十分でなく、全て詳細調査で確認しようとする事は市町村長会議でも議論されておらず、ルール違反ではないでしょうか。

### 【環境省の考え方】

- 候補地の現地確認では、候補地内において既存情報では把握できなかった除外されるべき地形（崩落地等）がないかを確認しており、そのような情報は確認されませんでした。なお、候補地外については、現地確認の対象としておりません。
- なお、候補地内の法面については、一部法面の保護工が経年劣化のためにはがれ落ちたと考えられる部分がありますが、その状況や対策については改めて詳細調査の中で確認すべきものと判断しました。

3. 候補地の東側斜面(約40度の傾斜地)は崩壊しており、また県が設置した5箇所の砂防施設が長沼沢にはあるにもかかわらず、急傾斜地崩壊危険箇所や砂防指定地として除外されていないのは不適切ではないでしょうか。

#### 【環境省の考え方】

- 選定手法に基づき、既存のデータを用いて、候補地そのものについて土砂災害の危険性の高い場所を除外し、候補地の抽出を行っています。このため、候補地周辺等の候補地以外の場所が急傾斜地崩壊危険箇所や砂防指定地に該当するか否かについては、詳細調査の候補地の選定時の検討対象とはなっておりません。
- なお、ご指摘のあった長沼沢について宮城県に確認を行ったところ、砂防指定地はありませんでした。

#### 【これまでの回答】

- 選定手法において定めた評価に用いるデータについては、既存の知見で地図情報として全国的に整備され、一律に評価できるものを採用することを基本的な考え方としています。
- 選定にあたってはこの基本的な考え方のもとで、既存のデータを用いて、土砂災害の危険性の高い場所を除外しています。具体的には、候補地そのものについて、地すべり危険箇所、地すべり地形箇所、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険箇所、深層崩壊溪流区域(相対的な危険度の高い溪流)、土石流危険区域、土石流危険溪流、活断層・推定活断層に該当しているか確認しておりますが、田代岳の候補地はこれらの除外する地域に該当しておりません。
- 候補地の安全性について改めて詳細に確認するために、ボーリング調査などにより、地質・地盤性状に関する詳細なデータ等の追加的な情報を得たいと考えております。

4. 候補地内の既設の沈砂池や水路等の環境保全施設の面積は、処分場として利用可能な面積としてカウントすべきではないのでしょうか。

#### 【環境省の考え方】

- 平均的な傾斜が15%以下の候補地内の土地は、前回ご回答の通り、2.6haです。
- 一方、処分場として必要な面積(2.5ha)には、管理用の搬入道路・構内道路や防災調整池等の環境保全上必要な施設を含んでおり、2.6haの中で確保できると考えています。

#### 【これまでの回答】

- 候補地は災害復興のために利用可能な国有財産である国有地であり、面積7.9haの原石採取跡地で更地です。
- 空中写真で確認したところ、原石採取跡地の造成された土地の存在が確認されたため、現地確認を行い、必要な面積を確保できるなだらかな土地であるかについて確認を行いました。
- 林道から候補地に入ると通路の左右に沈砂池が配置され、さらに通路を進むと三方を高い切土法面に囲まれた約2.3haの広さを持つ平坦面が広がっています。また、入り口部分の2基の沈砂池、高さの低い切土の部分及び通路で約0.3haの面積が確保でき、これらを併せて、必要面積は確保可能と考えております。
- なお、中心部の高い切土法面を削って面積を確保することは想定しておりません。

5. 候補地は、宮城県が指定した水道水源特定保全地域の指定地に該当しているため、水道水源を汚染するおそれがあるのではないのでしょうか。

#### 【環境省の考え方】

○ 宮城県における選定手法では、水源との近接状況を1つの評価項目として、安心等の観点からの評価を行って優先順位をつけています。

安心等の評価に関する指標に関しては、有識者会議において検討いただきましたが、水源との近接状況については、宮城県が指定した水道水源特定保全地域の指定地に該当するか否かではなく、水道用水または農業用水の取水点から候補地までの距離で評価することが妥当との判断でした。この考え方については第4回市町村長会議でご説明し、ご理解いただきました。

#### 【これまでの回答】

○ 処分場については、水を排出しない遮断型構造とするなど、水源に影響を与えることはないよう、十分に安全に配慮したものとします。また、管理面においても、施設周囲の地下水モニタリングを徹底するなど、水源に影響が生じていないことを確認します。

○ このことにより水源に対する安全については確保できると考えておりますが、それでも御懸念があるものと考えています。

○ このため、宮城県における選定手法では、水源との近接状況を1つの評価項目として、安心等の観点からの評価を行って優先順位をつけています。